

## これまでの利用規制内容の検討結果

## 1. 利用規制に関する検討事項

→ 屋久島町エコツーリズム推進全体構想及び屋久島町条例で策定する事項

## (1) 制限主体

屋久島町 ( ルールの内容は、永田浜ウミガメ保全協議会で検討する。)

## (2) 規制場所

永田浜(いなか浜、前浜、四ツ瀬浜)

## (3) 規制日時

5月1日～8月31日 午後8時00分～午前5時00分

## (4) 規制対象者

永田浜を利用する人すべて

## (5) 行為規制:

- ・フラッシュ撮影を行わない。
- ・懐中電灯等照明器具を使用しない。

## (6) 立ち入り規制

## イ. 産卵期

- ・団体の受入人数も含めて、1日あたりの観察人数上限を80名とする。
- ・ただし、修学旅行生や研修等は1日1団体程度受入可能とする。
- ・観察会スタッフ1名あたりの観察人数上限を20名とする。

## ロ. ふ化期

- ・団体の受入人数も含めて、1日あたりの観察人数上限を120名とする。
- ・1グループあたりの観察人数上限を30名とする。

## (7) 立ち入り承認機関

屋久島環境文化財団

## (8) 手数料:

300円程度

他地域(縄文杉、西部地域)の予約システムと併せて、屋久島町条例で定める

## 2. 観察会・夜間臨時開館の実施に関する検討事項

→ 永田浜ウミガメ保全協議会観察会・夜間臨時開館実施要項で規定する事項

## (1) 開催期間・時間

イ．産卵期：5月15日～7月31日 20:00～23:00（受付は20:30まで）

ロ．ふ化期：8月1日～8月31日 20:00～22:00（受付は21:30まで）

## (2) 開催主体

イ．産卵期：永田ウミガメ連絡協議会

ロ．ふ化期：NPO 法人屋久島うみがめ館

## (3) 開催場所

イ．産卵期：いなか浜観察小屋

ロ．ふ化期：NPO 法人屋久島うみがめ館

## (4) 観察区域

イ．産卵期

案1	・いなか浜及び前浜全域（ウミガメ保護柵内を除く） ウミガメの産卵を観察できる可能性が高い。 保護柵内の子ガメに悪影響を及ぼさない。
案2	・いなか浜については、送陽邸横～キャンプ場下に限定する。 ウミガメへの悪影響を軽減できる。 ×ウミガメの産卵を観察できない確率が高い。
検討課題	・観察区域を限定するほど、ウミガメの産卵を観察できない確率が高くなる。（上陸場所は、日によって一部地域に限定されることが少なくない） ・観察を制限すればするほど、ウミガメへの影響は軽減できるのは明らかであるが、保全と利用のバランスをどう取るかは十分議論する必要がある。

ロ．ふ化期

案1	・いなか浜ハッピー下のみ。 ウミガメへの悪影響を軽減できる。 観察対象は、保護した子ガメなので、観察区域の設定は容易。
----	---

## (5) 参加費：

実施に係る経費等の詳細が決まった後に積算をする。

## 3. その他の事項

平成21年度に策定された「永田浜ウミガメ観察ルール」のうち、1及び2で取り上げなかった事項については、従来どおりとする。